

国民年金の手続きをお忘れなく

年金は、老後の生活設計の中心となるものです。万が一のときの障害年金や遺族年金など、生活になくてはならないものです。



問合せ 保険年金課
(☎372-3311・内線2122)

国民年金加入者の種別

保険料免除・猶予の制度

- 年金手帳
- 必要書類など
- 退職日が確認できる書類（資格喪失証明書・離職票・雇用保険受給資格者証など）

退職などで厚生年金の資格を喪失した60歳未満の方は、国民年金への加入手続きが必要です。60歳以上の方は手続きが不要ですが、その配偶者が第3号被保険者であって、60歳未満の場合は、第1号被保険者への変更手続きが必要です。市役所保険年金課と西部・大曲・西の里出張所で手続きができます。

退職したときは 手続きが必要です

- 第2号被保険者 厚生年金加入者
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

国内に住む20～59歳の全ての方が加入します。外国人も対象です。

就職や結婚など、人生の節目で変更の手続きをしなければなりません。

- 第1号被保険者 自営業・農林漁業・学生・無職の方など

7月分～令和4年6月分の申請を受け付けます。本人や配偶者、世帯主の前年の所得審査があります。離職した方のための特例制度もあります。ただし審査の結果、免除などが受けられない場合があります。

申請を忘れていた方は、2年1カ月前までさかのぼって申請できるので、相談してください。

納付猶予の対象について

令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務が失われ、所得が減少した場合には、本人申告所得見込額による手続きで保険料免除申請が可能になります。

臨時特例措置について

50歳未満の方が対象です。納付猶予の所得審査の対象は、本人と配偶者だけになります。



年金の種類

● 老齢年金

65歳から老齢基礎年金が受給できます。厚生年金に1年以上加入したことがある方は、60代前半から、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

● 障害年金

法に定める障がいの状態になったとき、障害基礎年金が受給できます。厚生年金に加入中の障がいの場合には障害厚生年金が受給できます。



● 遺族年金

主に生計を維持している方が亡くなつたとき、遺族の方が遺族基礎年金を受給できる場合があります。亡くなつた方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が受給できます。

*いずれの年金も、受給には納付期間などの要件があります。

学生は、学生納付特例制度で臨時特例措置があります。